

【令和7年12月変更】

36 吉野・仁淀川広域流域

## 安芸地域森林計画書（案）

（安芸森林計画区）

自 令和 5年4月 1日

計画期間

至 令和15年3月31日



高 知 県

この地域森林計画書は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和7年 月 日に変更されたものです。

## 目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
(1) 自然的背景	
(2) 社会経済的背景	
(3) 森林・林業の概要	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	2
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	2
II 計画事項	3
第1 計画の対象とする森林の区域	3
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する 基本的な事項	4
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	4
第3 森林の整備に関する事項	5
第4 森林の保全に関する事項	5
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	5
第6 計画量等	5
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	5
2 間伐面積	5
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	5
4 林道の開設及び拡張に関する計画	5
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	5
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき 森林施業の方法及び時期	5
第7 その他必要な事項	5
別表	6

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 自然的背景

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

#### (2) 社会経済的背景

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

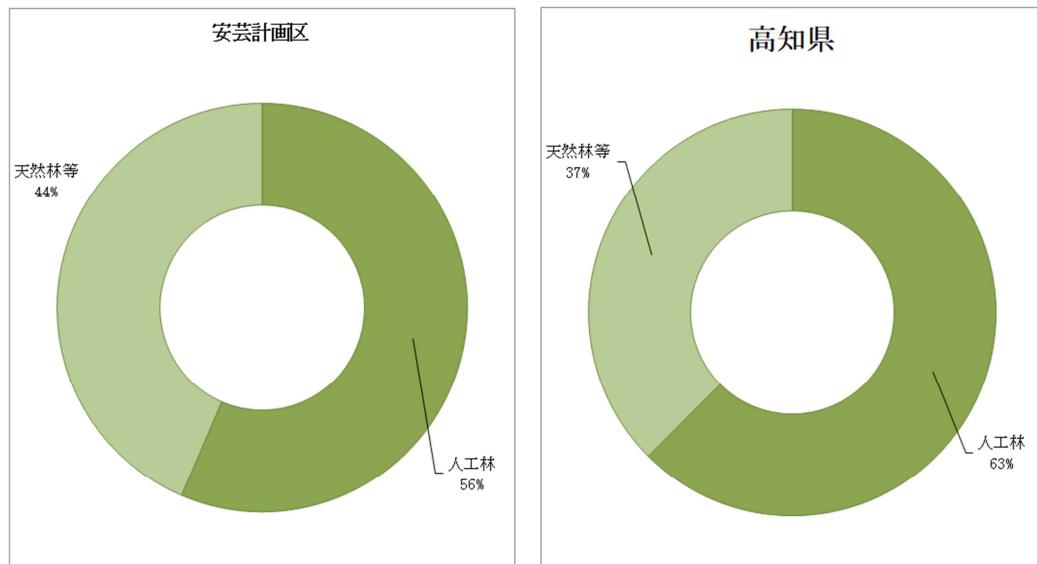
#### (3) 森林・林業の概要

##### ア 地域森林計画対象森林の概要

本計画区の森林面積は、100,350haであり、その内訳は、国有林が30,422ha、本計画の対象森林である民有林が69,928haとなっています。

民有林のうちスギ・ヒノキを主体とする人工林の面積は、39,476ha（人工林率56%）で、県平均の人工林率63%を下回っています。

また、人工林の中に占めるヒノキの割合は46%、スギの割合は39%となっており、県平均と同程度となっています。



安芸計画区

区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	15,439	39
ヒノキ	18,159	46
マツ	185	0
その他	5,694	14
人工林計	39,476	100

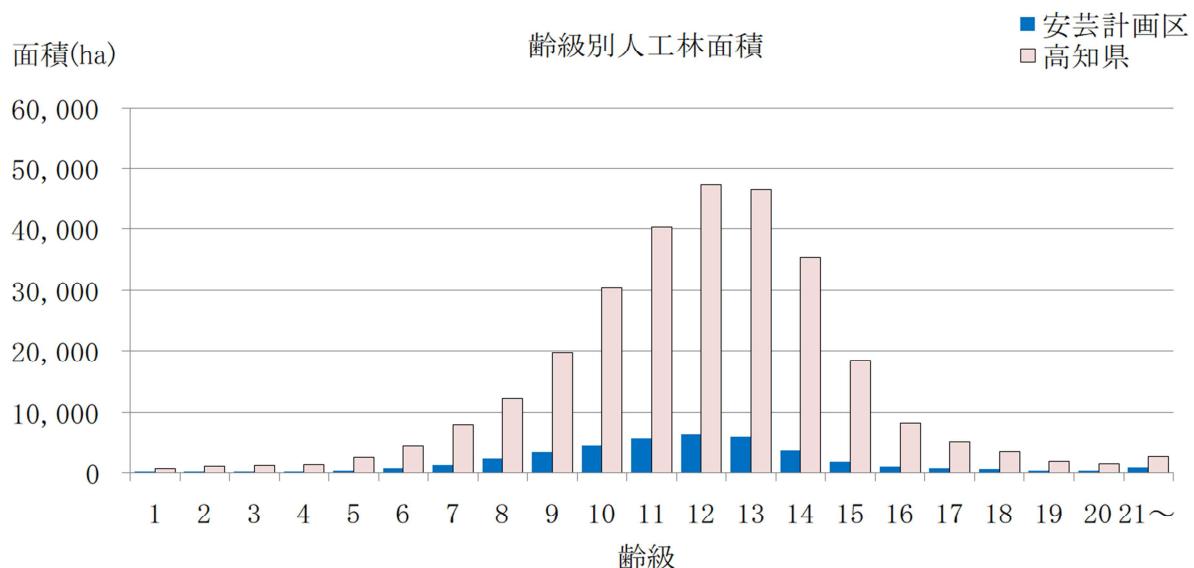
高知県

区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	107,703	37
ヒノキ	144,390	49
マツ	6,525	2
その他	33,945	12
人工林計	292,562	100

注) 総数は、端数処理のため内訳と一致しない。

区分	安芸計画区	高知県
	ha当たりの蓄積(m3)	ha当たりの蓄積(m3)
人工林(針葉樹)	560	560
天然林	109	121

人工林の針葉樹の単位面積当たりの蓄積と8齢級以上の面積は県平均と同等で、成熟した森林資源を活用する時期を迎えています。



安芸計画区			高知県		
区分	面積(ha)	比率(%)	区分	面積(ha)	比率(%)
7齢級以下	2,608	7	7齢級以下	19,231	7
8齢級以上	36,868	93	8齢級以上	273,331	93
人工林計	39,476	100	人工林計	292,562	100

#### イ 森林組合の概要

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

#### ウ 木材の生産・流通・加工の概要

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

### 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積:ha

区分	面積	備考
総数	69,928.34	
市 町 村 別 内 訳	室戸市	20,520.16
	安芸市	21,911.86
	東洋町	5,401.95
	奈半利町	1,494.72
	田野町	299.35
	安田町	3,956.83
	北川村	9,338.05
	馬路村	4,074.45
	芸西村	2,930.97

注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

2 本計画の対象森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3 森林計画図の閲覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課、高知県安芸林業事務所です。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

#### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分		現況 (※森林蓄積は計画期首)	計画期末
面積	育成单層林	39, 405	39, 085
	育成複層林	73	376
	天然生林	30, 450	30, 468
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		333	352

(注) 育成单層林、育成複層林及び天然生林については、以下のとおりです。

1 育成单層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為<sup>注1</sup>により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層<sup>注2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 天然生林は、主として天然力<sup>注3</sup>を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・マツ類等からなる森林。なお、未立木地、竹林等を含む。

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かき起こし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2 「複数の樹冠層」とは、林齡や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

注3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

### 2 その他必要な事項

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

### **第3 森林の整備に関する事項**

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

### **第4 森林の保全に関する事項**

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

### **第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項**

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

### **第6 計画量等**

#### **1 間伐立木材積その他の伐採立木材積**

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

#### **2 間伐面積**

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

#### **3 人工造林及び天然更新別の造林面積**

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

#### **4 林道の開設及び拡張に関する計画**

別表のとおり。

#### **5 保安林の整備及び治山事業に関する計画**

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

#### **6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期**

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

### **第7 その他必要な事項**

令和7年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

別表 林道の開設及び拡張に関する計画

単位（延長：m 面積：ha）

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
開設	自動車道		室戸市	小川	4,000	1,064	○	
〃	〃			材木谷	900	195		
〃	〃			尾崎	2,400	302		
〃	〃			入木	2,400	269		
〃	〃			広尾	3,200	342		
〃	〃		安芸市	畠山仲木屋	2,000	1,724	○	
〃	〃	林業専用道		江川別役	1,250	1,472	○	
〃	〃		東洋町	真砂瀬	4,600	317		
〃	〃			樺地	900	499		
〃	〃			別役	800	286		
〃	〃			杉谷	1,500	67		
〃	〃			鴻ヶ峰	1,500	37		
〃	〃			押野	4,500	945		
〃	〃		奈半利町	花田	1,650	75		
〃	〃			改谷	2,500	81		
〃	〃			須川	5,600	445		
〃	〃			立花	2,000	121		
〃	〃		安田町	中芸北上	2,980	311	○	
〃	〃			神峯	1,000	59		
〃	〃			西峯北上	11,000	53		
〃	〃			板木	1,000	296		
〃	〃			和田釜屋敷	1,000	37		
〃	〃			小川与床	1,000	30		
〃	〃			前久保	1,000	30		
〃	〃		北川村	泉	1,100	144		
〃	〃			島日浦	1,000	579	○	
〃	〃			平鍋	1,000	192		
〃	〃		馬路村	押谷	2,000	219		
〃	〃			小石川	6,300	390		
〃	〃			滝野	4,500	338	○	
開設	計				76,580			
	市町村別内訳	室戸市			12,900			
		安芸市			3,250			
		東洋町			13,800			
		奈半利町			11,750			
		田野町						
		安田町			18,980			
		北川村			3,100			
		馬路村			12,800			
		芸西村						

単位(延長:m 面積:ha)

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	舗装 延長	改良 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
拡張	自動車道(改良)		室戸市	上の内		1	309		
〃	〃(改良)		〃	河内		1	556		
〃	〃(改良)		〃	西郷		1	154		
〃	〃(舗装,改良)		〃	大平舟場	3,000	8	1,119		
〃	〃(舗装,改良)		〃	羽根	5,000	10	2,137		
〃	〃(舗装,改良)		〃	東又佐喜浜	5,000	10	1,266		
〃	〃(舗装,改良)		〃	小川	3,000	6	1,064		
〃	〃(改良)		〃	尾崎		1	302		
〃	〃(改良)		安芸市	畠山奥西川		3	1,697	○	
〃	〃(改良)		〃	畠山仲木屋		1	1,724		
〃	〃(舗装,改良)		〃	正藤	2,000	1	744	○	
〃	〃(改良)		東洋町	甲浦		1	6		
〃	〃(改良)		〃	河内		2	569		
〃	〃(改良)		〃	角廻		1	91		
〃	〃(舗装)		田野町	高田	1,349		94		
〃	〃(舗装)		安田町	中芸北上	5,000		311		
〃	〃(改良)		〃	内京坊		1	85		
〃	〃(改良)		〃	西ノ川		1	58		
〃	〃(舗装)		北川村	泉	1,100		144	○	
〃	〃(舗装)		〃	島日浦	1,000		579	○	
〃	〃(舗装)		〃	上杉	1,000		178	○	
〃	〃(舗装)		〃	オゾ谷	500		80	○	
〃	〃(改良)		〃	西谷朝日出		16	1,019	○	
〃	〃(舗装)		〃	宗ノ上	3,900		158	○	
〃	〃(舗装)		〃	久保裏	2,499		1,019		
〃	〃(改良)		馬路村	滝野		1	338		
〃	〃(舗装,改良)		〃	城山柄谷	1,000	3	106		
〃	〃(舗装,改良)		〃	土川	500	1	48		
〃	〃(舗装,改良)		〃	押谷	500	1	121		
〃	〃(改良)	林業専用道	〃	亀谷小石川		2	330		
〃	〃(改良)		〃	朝日出		2	57		
〃	〃(舗装,改良)		〃	西谷朝日出	1,500	1	619		
〃	〃(改良)		〃	河平宿の谷		2	114		
〃	軽車道(改良)		芸西村	赤野川		3	1,926		
〃	自動車道(改良)		〃	赤野川		3	1,926		
拡張	計				37,848	84			
	市町村別内訳		室戸市		16,000	38			
			安芸市		2,000	5			
			東洋町			4			
			奈半利町						
			田野町		1,349				
			安田町		5,000	2			
			北川村		9,999	16			
			馬路村		3,500	13			
			芸西村			6			

## 安芸地域森林計画書

発行 高知県 林業振興・環境部 森づくり推進課  
高知市丸ノ内1-7-52  
電話 (088) 821-4574

森  
か  
ら  
は  
じ  
ま  
る



木の文化県  
こうち

「R 100 この冊子は古紙配合率 100%の再生紙を使用しています。」